

令和2年5月7日

関係者各位

備南水道企業団

企業長 伊東 香織

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた感染拡大防止に向けた工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染増加に対応する緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大されたことを受け、特に①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）を回避する等更なる感染拡大防止のための対策に万全を期すようお願いいたします。

また、当企業団発注の案件について、次のとおり取扱いを定めましたのでお知らせします。

記

## 1 工事又は業務の一時中止措置等について

感染拡大防止のため、工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間の延長を希望する場合は、監督員にその旨を申し出てください。

## 2 工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について

(1)アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意ください。

(2)多人数での作業や打合せを出来るだけ避け、他の作業従事者等と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行等に努め、三つの密を回避する対策や行動がなされるようお願いいたします。

(3)作業従事者等に新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者があることが判明した場合は、速やかに監督員に報告し、保健所の指導に従い、自宅待機をはじめ適

切な措置が講じられるよう、周知徹底をお願いします。

### 3 検査, 打合せ等における感染拡大防止措置等について

- (1) 可能な限り、電話等を用い、対面しない形式で実施してください。
- (2) 対面して実施する場合は、必要最小限の参加者としてください。
- (3) 室内で実施する際は、三つの密を避け、感染予防に最大限留意してください。
- (4) 検査・打合せ等に出席した受発注者双方の全員の氏名を記録しますので、ご協力ください。

### 4 県外在住者の工事従事者等の自粛について

少なくとも緊急事態宣言が解除されるまでの間、県外在住者が技術者や作業員として新たに来訪（再来訪を含む。）し、工事及び業務に従事することや、検査、打合せ等に参加することは、厳に慎むようにお願いします。

問い合わせ先：事務課

TEL 086-426-3671